

小松加賀環境衛生事務組合職員自家用車 利用に関する規程

昭和 61 年 5 月 1 日
規 程 第 1 号

改正 平成14年 3 月 29 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、小松加賀環境衛生事務組合職員（以下「職員」という。）の自家用自動車を公務に使用する場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用車 職員が所有する軽自動車（二輪自動車を除く。以下同じ。）以上の自動車をいう。
- (2) 公用車 小松加賀環境衛生事務組合が所有する軽自動車以上の自動車をいう。
- (3) 旅行命令 小松加賀環境衛生事務組合職員等の旅費に関する条例（昭和53年条例第 8 号。及び昭和33年小松市条例第 6 号を準用。以下「職員の旅費に関する条例」という。）第 4 条に規定する旅行命令をいう。
- (4) 旅行命令権者 職員の旅費に関する条例第 2 条に規定する旅行命令権者をいう。

(自家用車の公務使用許可の登録)

第 3 条 職員は、公務に自家用車を使用しようとするときは、職員自家用車登録申請書（様式第 1 号）を所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、登録の申請が次の各号に掲げる要件を備えている場合には、公務に使用することを許可し、職員自家用車公務使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

- (1) 自家用車を公務に使用することがその業務に必要と認められること。
- (2) 任意対人保険 1 億円以上及び任意対物保険300万円以上に加入している車であること。

3 所属長は、災害その他緊急の用務が発生した場合には、前項の規定にかかわらず、公務使用許可書を交付して自家用車を公務に使用させることができる。

(自家用車の使用制限)

第 4 条 旅行命令権者は、自家用車の公務使用の許可を受けている職員（以下「許可職員」という。）から自家用車の公務使用について申出があった場合は、その旅行

に公用車の配車を得られない場合で、次の各号の一に該当すると認められるときに限り、許可することができる。

- (1) 県内での業務に従事するとき。
- (2) その業務について時間的制限等があり、旅行命令権者がやむを得ないと判断したとき。

2 許可職員は、旅行命令権者が前項の規定により事前に許可した場合を除いて、自家用車を公務に使用してはならない。

(車賃)

第5条 許可職員が前条第1項の規定による許可を受けて自家用車を公務に使用した場合は、別に定める車賃を支給する。

2 公務に使用する自家用車に同乗して旅行する職員の旅費は、公用車による旅行の旅費の例による。

(事故が生じた場合の措置)

第6条 運転職員又は同乗職員は、交通事故等が発生した場合は、直ちに旅行を中止し、法令に定められた措置を講ずるとともに所属長に連絡して、その指示を受けなければならない。

(損害の補償)

第7条 管理者は、第4条第1項の規定による許可を受けた自家用車とその公務中に、交通事故等により損害を蒙った場合は、他からされたその損害への補償との差額の範囲内で、その過失の程度により、全部又は一部を補償するものとする。

(損害賠償の求償)

第8条 運転職員が第4条第1項の規定による許可を受けて自家用車を公務に使用するについてなした不法行為について、小松加賀環境衛生事務組合が民法（明治29年法律第89号）第715条の規定によって損害を補償した場合は、当該自家用車の使用について運転職員の故意又は重大な過失があったときは、当該職員に対して求償するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか自家用車の公務使用について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（平成14年規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

職員自家用車登録申請書（新規・異動）

年 月 日

所 属		氏 名	印
申 請 事 由	1 新規 2 車変更 3 保険更新 4 取消し 5 その他（継続）		
車種（車名）		ナンバー	
車 の 所 有 者	住所		氏名
対 人 保 険	金額 万円	期間 年 月 日～ 年 月 日	会社名
対 物 保 険	金額 万円	期間 年 月 日～ 年 月 日	会社名
公用使用を業務とする業務概要	添付書類：自動車保険証の写し		

様式第2号（第3条関係）

職員自家用公務使用許可書

所属所

氏名

車名

ナンバー

上記について、自家用車の公用利用について許可する。

（厳守事項）

1. 利用する範囲は、小松加賀環境衛生事務組合職員自家用車利用に関する規程に定める範囲内とする。
2. 職員駐車場に駐車すること。
3. 届出事項に異動があった場合は、直ちに届け出ること。
4. 公用利用はもとより、私用利用についても交通安全に心がけ、事故、違反等のないよう注意すること。
5. 運転中は、安全ベルトを着用すること。
6. 上記に違反した場合は、この許可を取り消すことがある。
7. この許可書の有効期限は、 年 月 日までとする。

年 月 日

小松加賀環境衛生事務組合
事務局長